

**仰星ニュースレター****ワンポイント会計基準****vol. 116 四半期会計期間における固定資産に係る減損の兆候の把握について**

今回は、四半期会計期間における固定資産に係る減損の兆候の把握についてご説明します。

減損の兆候とは、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象をいいます。

「固定資産の減損に係る会計基準」では、減損の兆候として下記(1)～(4)の事象が例示されていますが、四半期会計期間における減損の兆候の把握については、(2)使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定や、(3)経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生したかどうかについて留意することとされています（四半期適用指針 14 項）。

「固定資産の減損に係る会計基準」での兆候の例示

- (1) 営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス、あるいは、継続してマイナスとなる見込み
- (2) 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合、あるいは、生ずる見込み
- (3) 経営環境の著しい悪化、あるいは、悪化する見込み
- (4) 市場価格の著しい下落

減損適用指針において、通常の企業活動で実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報に基づき、減損の兆候がある資産又は資産グループを識別するとされています（減損適用指針 11 項）。この適用指針の趣旨を踏まえ、前年度末等において所有する資産又は資産グループについて全体的に減損の兆候を把握している場合には、必ずしも四半期会計期間ごとに資産又は資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローあるいは市場価格を算定又は入手することを求めるものではないとされています（四半期適用指針 92 項）。

関連基準等

四半期会計基準：企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」

四半期適用指針：企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

減損適用指針：企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」